

越後国魚沼郡六箇村船坂分徳重郎家文書目録

鈴木 淳世

解題

一 文書群の基礎情報

(1) 文書群名

越後国魚沼郡六箇村船坂分徳重郎家文書目録。

(2) 数量

六二六点（枝番号をふくめた目録上でのレコード数）。

(3) 入手の経緯

この文書群は、一橋大学大学院社会学研究科教授・若

尾政希氏が二〇一二年に「Yahoo!オークション」(現「ヤフオク!」)で購入し入手したものである。

(4) 徳重郎家文書の史料的性格

本史料群は、安永期から昭和期にかけての書状・証文・帳簿などによつて構成されている。それら史料の宛名の多くが越後国魚沼郡六箇村船坂分「徳重郎(徳十郎)」となつていることから推察すると、本史料群はその「徳重郎(徳十郎)」の家に伝存していたものではないかと考えられる(以下「徳重郎」に統一)。なお、本史料群のうちには宛名が「徳永徳重郎」となつていものもある。このことを重視すれば、本史料群を「徳永徳重郎家文書」と命名することもできるかもしれない。しかし、

宛名が「徳永徳重郎」となっている史料は全て明治期以降のものであるため、明治期以前から徳重郎が「徳永」を苗字として用いていたかどうかはわからない。本史料群を「徳永徳重郎家文書」ではなく、あえて「徳重郎家文書」と命名したのは、そのような理由による。

本文書群の大部分は、六箇村船坂分周辺の村々の庄屋が年貢・諸役（雑税）などの皆済を証明するために発給した証文・領収書である。特に、文政期から慶応期にかけての期間、徳重郎が六箇村船坂分周辺の村々の庄屋から受け取った証文には、年貢・諸役の上納額が詳しく記されており、近世後期の当該地域における年貢・諸役の納入状況を知る上で極めて重要な史料となっている。

二 六箇村船坂分と徳重郎家の概要

(1) 六箇村船坂分の概要

まず、越後国魚沼郡六箇村船坂分の概要から述べることにする。六箇村は近世中期に中村分・麻畑分・山谷分・田麦分・二ツ屋分・船坂分の六つの集落が合わさって成立した村である。厳密に言えば、六箇村には塩野俣新

田という集落も存在していたが、元禄十五年（二七〇二）十二月作成の『越後国高田長岡領郷帳』には「船坂村枝郷塩野俣新田」と書かれており^①、船坂分の「枝郷」として位置づけられていたことがうかがえる。先の六つの集落は信濃川付近から魚沼丘陵の中腹に位置しており、船坂分はその中でも最も山深い集落である。標高四〇〇〜五〇〇メートルの地点にあり、耕作可能な平地も少ない。慶長三年（一五九八）八月に作成された『魚沼郡妻有庄内羽根川郷御検帳』には「ふな坂村」の二郎左衛門の持高が記されているが、その村高は、わずか二石四斗六升四合（二反八畝二三歩）にすぎない。しかも、その内訳は田一石八斗二升四合（一反四畝五歩）・畑は四斗三升二合（一反一畝二八歩）・屋敷地二斗八合（三畝一〇歩）となっており^②、畑地の割合が四〇・五％にも達していたことがうかがえる。これらのことから、元々、船坂分は畑作の比重が大きな集落であったと言える。

なお、慶長三年八月作成の検地帳に「ふな坂村」と書かれていたことに着目すれば、元々、船坂分は一つの《村》として把握されていたと考えられる。また、六箇村枝郷の石高・戸数をまとめた【表①】からは、元禄十五年ま

【表①】越後国魚沼郡六箇村枝郷の石高・戸数の変遷

	慶長03年 (1598)	正保02年 (1645)	元禄15年 (1702)	元禄07年 (1694)	文化06年 (1809)
上	船坂村 塩野保新田 ニツ屋村 田妻村 小計	2,464合 8,000合 23,000合 11,000合 42,000合	19,978合 4,194合 30,925合 24,448合 79,545合	3戸 2戸 3戸 6戸 14戸	23戸 16戸 12戸 40戸 91戸
下	山谷村 麻畑村 中村 小計	30,000合 37,000合 36,000合 103,000合	57,406合 59,875合 54,868合 172,149合	5戸 5戸 5戸 15戸	21戸 18戸 20戸 59戸
全	合計	63,861合 145,000合	251,694合	29戸	150戸

※「角川日本地名大辞典」編集委員会編『角川日本地名大辞典(15)新潟県』(角川書店、1989年)・十日町市史編さん委員会編『十日町市史 資料編4』(十日町市、1992年)・花見朔巴編『大日本地誌大系 新編会津風土記5』(雄山閣、1933年)・『正保越後国絵図』<http://opac.pref-lib.niigata.niigata.jp/Archives/dcv/IndexServlet?id=17679&fn=5-001b-020.jpg&r=0&n=1#img20>(越後佐渡デジタルライブラリー/最終アクセス日:2018年05月24日)・『越後国高田長岡領郷帳』<https://www.digital.archives.go.jp/DAS/pickup/view/detail/detailArchives/0302000000/0000001870/00>(国立公文書館デジタルアーカイブス/最終アクセス日:2018年05月24日)を参考にして作成。

※ 正保期の石高は石以下の数値が省略されているため、概数として考える必要がある。

【表②】越後国魚沼郡六箇村周辺の村々の石高(単位:合/合以下は省略)

	天和02年 (1682)	享保13年 (1738)	宝暦07年 (1757)	天保05年 (1834)	明治01年 (1868)
中条村	1,509,409	1,634,124	1,999,365	2,003,269	2,003,269
尾崎村	139,075	139,075	143,313	143,313	143,313
四日町村	348,299	410,309	495,933	546,181	533,074
四日町新田	238,661	238,661	260,952	276,105	276,136
新座村	344,371	344,371	490,837	491,405	491,404
十日町村	1,017,170	1,092,324	1,427,920	1,453,318	1,453,328
原村	51,804	51,804	75,723	75,723	75,723
山本村	170,806	170,806	192,083	192,083	194,664
高山村	258,442	315,731	321,983	321,983	335,627
北新田	177,701	177,701	212,865	212,865	212,865
川治村	390,762	390,762	476,807	558,320	558,320
八箇村	171,321	171,321	313,564	314,467	317,585
六箇村	251,694	251,334	391,984	399,871	435,995
大黒沢村	190,702	203,939	272,669	272,669	272,669
小黒沢村	82,568	84,279	104,070	104,070	111,227
伊達村	270,265	354,693	704,016	842,304	842,304
新保村	156,702	156,702	213,319	219,749	234,987
馬場村	595,371	633,394	1,131,322	1,259,823	1,261,839
宮下新田	51,244	51,244	77,937	79,775	79,775
合計	6,416,467	6,872,664	9,306,662	9,766,293	9,833,104

※ 十日町市史編さん委員会編『十日町市史 通史編2』(十日町市、1995年)・木村礎校訂『旧高田領取調帳中部編』(近藤出版社、1977年)を参考にして作成。

で船坂分の石高・戸数が算出されていたことが確認できる。これらのことから、元禄期頃まで船坂分は一つの《村》として把握され続けていたと考えることもできよう。しかし、その一方、正保二年(一六四五)八月に船坂分の

人びとが入会林野の利用規定を定めた際の証文「山手米取究証文之事」の宛名には「妻有庄六ヶ村ノ内舟坂村中」とあり^③、六つの集落の地域的なまとまりが比較的早い時期から存在していた可能性がある。また、天和二年(一

六八二)の検地では六箇村の石高二一石六斗九升四合が算出されており、領主層が早くも六つの集落を合わせて把握しようとしていたことがうかがえる。さらに、六箇村周辺の村々の石高をまとめた【表②】と【表①】を合わせて見てみると、享保十八年(一七三三)以降、領主層が六箇村枝郷の石高を算出せず、六箇村全体の石高のみを算出していたことが読み取れる。これらのことを勘案すると、元々、船坂分周辺の六つの集落は比較的自立性を有していた

が、正保期頃から徐々に「妻有庄六ヶ村」という地域的なまとまりが意識されるようになり、領主層もそれの一つの《村》として把握するようになった結果、享保期頃に六箇村という《村》が成立したと考えられよう。

もつとも、魚沼丘陵に近接した高地の三つの集落（田麦分・二ツ屋分・船坂分）が「上三ヶ村」とまとめて言われる一方、信濃川に近接した低地の三つの集落（中村分・麻畑分・山谷分）は「下三ヶ村」とまとめて呼ばれており、⁽⁴⁾六箇村内には「上」と「下」の地域的な区分が存在していた。実際、「上」は「下」よりも入会林野利用の面で有利な位置にあり、近世前期から「上」と「下」の間で入会林野関連の争論が頻繁に起こっていた。そのような地域的な差異は石高・戸数にも反映されている。例えば、**【表①】**の石高の小計に注目してみると、「上」の石高が七九石五斗四升五合にすぎないのに対して、「下」の石高は一七二石一斗四升九合にも達していたことがうかがえるが、このような石高の低さは「上」が農業に向きな土地であったことを示している。また、**【表②】**の「上」の戸数の小計に注目してみれば、元禄七年（一六九四）時点で一四戸（全戸数の約四八％）、文化六年（一

八〇九）には九一戸（全戸数の約六一％）となっており、「上」と「下」に明確な差異が存在していなかったことが読み取れる。このことから、「上」は「下」よりも、必ずしも不利な条件にはなかったと推察することができよう。

なお、六箇村全体の人口は元禄七年時点で二四九人（男一四四人・女一〇五人）、宝暦五年（一七五五）時点で五七六人（男三〇一人・女二七五人）となっており⁽⁵⁾、六箇村周辺の村々と比較すれば平均的な人口と言える。

（2）会津藩預地としての六箇村船坂分

次に、支配関係について述べていく。そもそも、中近世移行期における六箇村船坂分の領主は、上杉景勝（一五五六〜一六二三）・堀秀治（一五七六〜一六〇六）・松平忠輝（一五九二〜一六八三）・福島正則（一五六一〜一六二四）と頻繁に交代していた。寛永元年（一六二四）三月に松平光長（一六一六〜一七〇七）の領国・高田藩に属することになり、比較的長い支配を受けたが、それも天和元年（一六八一）六月までのことであり、それ以降は幕府領（天領）に組み込まれ、幕末へと至っている。

【図①】19世紀初頭の会津藩本領と預地(南山蔵入地・越後蔵入地)



※ 花見朝巳編『大日本地誌大系 新編会津風土記五』(雄山閣、1933年)を参考にして作成。

【図②】『新編会津風土記』巻之百九・十日町組地理之図に記載された「船坂」



※ 花見朝巳編『大日本地誌大系 新編会津風土記五』(雄山閣、1933年)を参考にして作成。

ただし、享保九年(一七二四)閏四月から宝暦五年(一七五五)七月までの期間と、明和五年(一七六八)六月から嘉永四年(一八五二)正月までの期間、会津松平家

(表高二三万石・溜間常詰)の領国・会津藩の預地になっていた⁶⁾。預地とは、幕府領のうち、大名・旗本・遠国奉行に支配を代行させ、年貢・諸役の徴収や江戸・大坂の幕府米蔵への年貢米の廻送(廻米)などを請け負わせていた地域を指す。預地の年貢・諸役の大部分は幕府の収益となっていたが、その一部は手数料として大名・旗本の収益にもなっていた⁷⁾。特に会津松平家の場合、初代・保科正之(一六一一〜一六七三)が二代目将軍・徳川秀忠(一五七九〜一六三三)の庶子であり、幕府から厚遇されていたため、寛永二十年(一六四三)の会津藩成立直後に南山蔵入地五万石余という広大な預地が与えられ、「私領同様」の支配が認められていた。南山蔵入地の大部分は陸奥国の耶麻郡・会津郡に属しており、越後国の魚沼郡に属する越後蔵入地七万石余とは区別されていたが、越後蔵入地の支配も「私領同様」にすることが認められていた(具体的には、「公事訴訟裁許」の処理権や、「仁政」実施のために預地の収益の一部を転用する権限などが付与されていた)⁸⁾。つまり、形式的に六箇村船坂分は幕府領に属していたが、かなりの長期間、実質的には会津松平家の支配を受けていたと言えるよう(六箇村船

坂分の具体的な位置は【図①】を参照してほしい。

なお、文化六年（一八〇九）三月頃に成立したと思われる会津藩官選の地誌『新編会津風土記』で預地は本領の「附属」として位置づけられており、同書には六箇村船坂分の概要についての記載もある（『新編会津風土記』には地図で六箇村船坂分の位置も記載されているため、参考までに【図②】にその地図の一部を掲げておく）。

会津藩預地支配は、徳重郎の活動にも影響を与えている。その影響の一端は、徳重郎が六箇村の隣村の小黒沢村に納入した年貢・諸役の銀高の推移をまとめた【表③】から垣間見える。【表③】のうち、「三分一」は年貢の三分の一を銀で納入した分を指し、「諸役銀」は普請役・伝馬役などの雑税を意味する（「三分一」銀納高以外の年貢の米納分は省略）。それ以外の項目は諸役にふくめられる場合もあるが、それぞれ「国役銀」は幕府の大規模普請などに際して課された臨時税、「郡中割」は村々の連合体である「郡中」の運営費用、「御蔵割」は年貢米保管用の郷蔵の維持費用、「秣場上納」は秣場の用益料、「前入」は年貢米の納付先である幕府御蔵の維持費用を指していると思われる（「定物」は確定できないが、「秣場上

納」や「前入」と並べて記載されている場合が多いため、雑税の一種であると推察される）。興味深いのは、前期の雑税以外に「欠米」を上納していたことである。会津松平家が江戸・大坂の幕府米蔵への年貢米の廻送を請け負っており、その輸送時に発生する欠損分を「欠米」と言い、その補償金を村に負担させていたことを踏まえれば、徳重郎は納税面で会津藩預地支配の影響を受けていたと言える。

その他にも、【表③】からは、嘉永六年（一八五三）頃に「欠米」の徴収が無くなり、代わって「口米」の徴収が始まったことが読み取れる。「口米」とは、年貢米の保管時に発生する欠損分の補償を指し、意味としては「欠米」に近い。名称が変わったことの意味は判然としないが、ちょうど嘉永四年正月に会津藩預地支配が終わったことを想起すれば、「欠米」から「口米」への変化も支配関係の変化に伴うものと推察されよう。

なお、【表③】には臨時課税の名目を記していないが、天保五年（一八三四）の臨時課税の銀一六匁七分六厘は「去巳年延金」、天保十三年（一八四二）の臨時課税の銀四匁六分一厘は「去子年三分一」である。「三分一」が「三

分一」銀納高の略称であることを踏まえれば、いずれにしても年貢・諸役の延納分を指すと考えられる。天保五年直近の巳年は天保四年（一八三三）であり、天保十三年直近の子年は天保十一年（一八四〇）である。そして、

天保四年は、ちょうど天保飢饉が始まった年であり、天保十一年もその飢饉の影響が残っていた時期にあたる。

これらのことを踏まえれば、天保四年・天保十一年に会津松平家は天保飢饉の影響を勘案して年貢・諸役の延納

を認めていたのではないかと推察される。このような形で、会津藩預地支配の一端をうかがい知ることが出来るのも本史料群の魅力の一つである。

（3）六箇村船坂分の入会林野争論

先述の通り、「上」は林野利用が盛んな場所であり、入会林野関連の争論が頻発していた。早くも元和九年（一六三三）には、船坂分と二ツ屋分の間で争論が発生して

【表⑨】越後国魚沼郡六箇村船坂分徳重郎による小黒沢村への年貢・諸役上納の銀高(単位:匁)

	三分一	諸役銀	国役銀	郡中割	御蔵割	株場上納	定物	前入	欠米	口米	臨時課税	合計
文政06年(1823)	34.90	9.11	3.51	12.40	1.93	0.43	13.57	6.40	8.38		64.13	54.76
文政12年(1829)	39.59	11.19	3.78	28.70		0.45	15.26	10.60	0.81		13.73	24.11
天保03年(1832)	42.13	9.64	3.78	36.42	3.93	0.46	15.80	10.06	2.08		3.17	27.47
天保05年(1834)	43.85	9.09	3.59	50.53	8.84	0.47	15.80	10.06			16.76	59.99
天保07年(1836)	72.83	10.16	3.59	52.34	1.85	0.89	10.60	10.60	5.20		17.28	85.34
天保13年(1842)	35.77	7.15	2.61	44.85	7.49	0.41	14.56	10.06			4.61	27.50
天保14年(1843)	38.13	8.30	2.71	47.29	7.50	0.49	12.16	9.14	1.84			27.56
弘化03年(1846)	45.53	9.01	2.78	33.58	6.60	0.50	12.43	9.34	5.30			25.07
弘化04年(1847)	52.52	8.49	2.77	14.18	7.96	0.62	12.33	9.25	14.48			22.98
嘉永01年(1848)	41.90	8.07	2.27	17.08	7.96	0.54	12.33	9.25	13.24			13.09
嘉永05年(1852)	45.51	7.69	2.29	22.67	19.72	0.48	10.12	7.59	22.67			88.74
嘉永06年(1853)	43.69	7.69	1.02	20.28	6.91	0.46	10.12	7.59	20.28			4.45
安政03年(1856)	28.01	5.28	1.89	24.77	4.49	0.31	7.92	5.94				6.68
安政04年(1857)	42.44	6.22	1.89	28.54	4.32	0.62	7.92	5.94				4.22
安政05年(1858)	41.83	5.50	1.89	29.01	2.53	0.42	7.92	5.94				1.85
安政06年(1859)	47.03	5.83	1.89	28.77	1.90	0.47	7.92	5.94				4.63
文久01年(1861)	43.08	6.60	1.91	28.31	6.24	0.43	7.93	5.94				0.47
文久02年(1862)	47.26	7.11	1.92	36.23	2.85	0.46	7.93	5.94				4.65
文久03年(1863)	46.33	7.09	1.91	27.82	1.52	0.46	7.93	5.94				3.78
元治01年(1864)	53.07	6.13	1.87	32.77		0.50	7.73	5.79				13.04
慶応01年(1865)	69.75	7.29	1.87	39.38	4.93	0.64	7.79	5.79				4.40

※ 越後国魚沼郡六箇村船坂分徳重郎家文書の複製史料を参考にして作成。

※ 実際にご項目の数値を合計したものは齟齬するが、年貢・諸役上納額の合計値は原史料の記載に従った。

おり、集落の境界が明確化された。また、正保二年には、近隣の塩沢組の村々との間でも争論が発生し、結果的に塩沢組の村々は船坂分・二ツ屋分の入会林野を利用する対価として山手米・鉾役を支払うことで落着いた⁽¹²⁾。

十七世紀後半からは「上」と「下」の間での争論も目立つようになる。例えば、貞享二年（一六八五）三月に「上」と「下」の間で争論が発生し、「下」は「上」に山手米を支払う代償として「上」の入会林野の利用が認められた。ところが、延享元年（一七四四）四月、「下」は「困窮」を理由にして、「上」に支払ってきた山手米（山手銀）を六箇村全体に公平に分配し、利用できるようにすることを訴え出ている。この争論は会津藩郡奉行の裁許によつて一旦終息するが、その後も争論は絶えず、寛延四年（一七五二）四月に十日町組大割元の仲介によつて内済が成立し、入会林野利用の細かな規定や、各集落の支払う山手米の量が定められた。その後も入会林野の利用規定をめぐる争論は絶えなかったが、安永五年（一七七六）八月に「上」と「下」の間で再び争論が発生した際、寛延期の裁許に従つて入会林野の境界が確定されていることからすると、基本的に六箇村の入会林野利用

は寛延期の慣行が踏襲されていたと考えられる⁽¹³⁾。

なお、近世中期以降、六箇村周辺では戸数・人口の増加に伴い、燃料・肥料の需要が増加し、入会林野での乱伐が行われるようになったため、次第に「山割」（林野利用区画の分割）が実施されるようになった、と言われている。『十日町市史』では、当該地域で燃料用細木の採取地が「刈干場」と呼ばれていたとし、その燃料用細木採取地分割の具体例として、宝暦七年（一七五七）五月二十九日に南鑑坂村（現新潟県十日町市南鑑坂）で作成された証文「山刈干場畑分并売買取極帳」を挙げ、南鑑坂村の人びとは燃料用細木採取地を「家別に均等に割るだけでなく、経営規模に比例させることも加味して配分した」と指摘している⁽¹⁴⁾。そして、実は本史料群にも燃料用細木採取地の「山割」を示す史料がふくまれている。それが、次の「舟坂村中苅干場定証文」である。

【128 「舟坂村中苅干場定証文」翻刻文】

「舟坂村中苅干場定証文

善重郎扣

村中和談申証文之事

一、今度当村持分之内、池之かし分乃林之きわより、

なかりとののはぶち迄、水かし分の平はふちまで、
そと八池沢さかへ切り、蒔干場二見立置申候相定
之通り、少も相違無御座候、右之蒔干場割合之義
ハ、半分ハ高割つふし致し申候、半分ハ家割致し
申候、為其村中惣連判致申置候、か様二相定申達
候上ハ、割合之節、少もろん(※注・論)致し申
間敷、為念村中和談証文、仍自如件

当村

伝右衛門 次郎左衛門

安永二年 宇右衛門 九兵衛

巳四月 利右衛門 宇兵衛

長左衛門 藤兵衛

藤右衛門 治右衛門

忠兵衛 徳右衛門

弥右衛門 徳三郎

長百姓 忠右衛門 三郎右衛門

徳右衛門 九右衛門

(後欠)

右の史料から、安永二年(一七七三)四月に長百姓・

徳永徳右衛門をはじめとする船坂分の百姓たちが、燃料用細木採取地の割当を定めていたことがわかる。近世中期以降、当該地域で燃料用細木採取地の分割が行われていたことを踏まえれば、右の史料はその一事例を示すものとして位置づけられる。また、燃料用細木採取地のうち半分は「高割」(持高に応じての配分)にし、もう半分は「家割」(家別に均等配分すること)にすると定めていることに注目すれば、六箇村船坂分でも南鏡坂村と同様の仕方で「山割」がなされていたと言えよう。

なお、明治期以降も入会林野利用関連の争論が絶えなかった。例えば、明治三十九年(一九〇六)四月二〇日に六箇村の人びとは徳永軍太郎を「部理代人」(商業関係訴訟の際の代理人)に定め、「国有林粗朶柴草払下ノ件」を長野県大林区署へ出願していたことが確認できる。前後の文脈については不詳であるが、明治六年(一八七三)の地租改正に伴い、林野の「官民有区分」がなされ、入会林野の多くが「官有」と定められた結果、様々な争論が起ころうになっていったことを踏まえれば、六箇村の人びとが「国有林粗朶柴草払下ノ件」を訴えていることも、そのような入会訴訟の一つであると思われる。

(4) 徳重郎と徳重郎家

本史料群には、徳重郎個人や徳重郎家の動向をうかがい知ることのできる史料が少ない。ただし、興味深いことに、安政六年（一八五九）七月に六箇村内で諸役の徴

収方法を改定した際の証文「為取替申熟談証文之事」に、徳重郎は船坂分の長百姓・徳永徳右衛門などとともに署名している⁽¹⁵⁾。このことを重視すれば、徳重郎は船坂分の有力者の一人であったのではないかと考えられる。

また、先述の通り、六箇村船坂分周辺の村々の庄屋が、年貢・諸役の皆済を証明するために発給した証文は豊富にある。特に、ほぼ同時期に複数の村の庄屋から発給された証文が糊で綴られているものは興味深い。試みに、徳重郎が支払っていた「三分一」銀納高を時期ごとにまとめてみた。それが【表④】である。【表④】からは、徳重郎が小黒沢村・川治村・大黒沢村・伊達村

【表④】六箇村船坂分徳重郎によって支払われた「三分一」金納の銀高(単位:匁)

	小黒沢村	川治村	大黒沢村	伊達村	六箇村	合計
文政12年(1829)	39.59	11.93	0.73	0.82	2.34	55.41
天保03年(1832)	42.13	16.78	0.78	0.90	2.56	63.15
天保05年(1834)	43.85	17.47	1.19	0.10	0.25	62.86
天保07年(1836)	72.83	17.95	1.98	0.15	1.83	94.74

※ 越後国魚沼郡六箇村船坂分徳重郎家文書の諸史料を参考にして作成。
 ※ 六箇村の「三分一」金納高は銭で記載されていたため、同時期の伊達村における銀銭換算比率にもとづいて銀高を算出した。

・六箇村の庄屋に年貢・諸役を納めていたことが確認できる。このことは、徳重郎が六箇村周辺の広い範囲に田畑を所持し、比較的富裕であったことを示していると思われる。また、「三分一」銀納高に注目してみると、明らかに小黒沢村・川治村への納入額が大きい。小黒沢村・川治村・大黒沢村・伊達村・六箇村のいずれもが当該期に会津藩預地支配を受けており、年貢負担額が所持地の石高に比例すると考えられることを踏まえれば、徳重郎の所持地の大部分は小黒沢村・川治村にあったと推察される。小黒沢村・川治村のいずれもが六箇村よりも信濃川に近い場所に位置していたことからすると、徳重郎の居住地は山間の集落に位置する一方、所持地は川沿いの集落に集中していた、という形でも概括できよう。

以上の通り、本文書群からは、会津藩預地支配・六箇村船坂分・徳重郎家や、当該地域における入会林野争論の具体像などを知る手がかりが得られる。いずれにしても不明な点が多く残されているが、それらの点については他の史料群と合わせて考えていく必要があるかと思われる。今後の課題としたい。

【注】

- (1) 『越後国高田長岡領郷帳』
<https://www.digital.archives.go.jp/DAS/pickup/view/detail/detailArchives/0302000000/0000001870/00> (国立公文書館 デジタ
 ルアーカイブス／最終アクセス日：二〇一八年五月二四
 日)。
- (2) 十日町市史編さん委員会編『十日町市史 資料編4 近世
 一』(十日町市、一九九二年)。
- (3) 前掲注(2)参照。
- (4) 前掲注(2)参照。
- (5) 十日町市史編さん委員会編『十日町市史 通史編2 近世
 一』(十日町市、一九九五年)。
- (6) 渡辺清助「徳川幕府の預地について」(『法政史学』一一、
 一九五八年)／丸井佳寿子「徳川幕藩体制下の大名預所
 について」(『日本歴史』四五五、一九八五年)。
- (7) 前掲注(5)参照。
- (8) 家世実紀刊本編纂委員会編『会津藩家世実紀 第七卷』(歴
 史春秋社、一九八一年)／同編『会津藩家世実紀 第十一
 卷』(吉川弘文館、一九八五年)。
- (9) 花見朔巳編『大日本地誌大系 新編会津風土記五』(雄山
 閣、一九三三年)。
- (10) 前掲注(5)参照。
- (11) 前掲注(5)参照。
- (12) 十日町市史編さん委員会編『十日町市史 資料編5 近世
 二』(十日町市、一九九三年)／同編『十日町市史 通史
 編3 近世二』(十日町市、一九九五年)。
- (13) 前掲注(12)参照。
- (14) 前掲注(12)参照。
- (15) 前掲注(2)参照。

越後国魚沼郡六箇村船坂分徳重郎家文書目録

前置

二〇一三年の四月から同年七月にかけて、一橋大学大学院社会学研究科の授業「日本思想史」で、史料保全・目録作成の実践のために、若尾政希氏の監督のもと、同氏の研究室所有の史料群の整理を行った。ここに発表の機会を得たため、その成果の一部を「越後国魚沼郡六箇村船坂分徳重郎家文書目録」としてまとめ、掲載した。

凡例

(1) 本目録は、一橋大学大学院社会学研究科教授・若尾政希氏が二〇一二年に「Yahoo!オークション」(現「ヤフオク!」)で購入し入手した文書群六二六点を収録したものである。本史料群は、史料の性格から考えて、越後国魚沼郡六箇村船坂分(現新潟県十日町市船坂)の百姓・徳重郎家に伝存した文書と思われるため、本目録を「越後国魚沼郡六箇村船坂分徳重郎家文書目録」と題することにした。

- (2) 越後国魚沼郡六箇村船坂分徳重郎家文書は二〇一三年四月より同年七月にかけて整理し、目録を作成したものである。ただし、『書物・出版と社会変容』への掲載にあたり、適宜、加筆・修正を加えた。
- (3) 収録史料には、取り上げ順に原則として一点ずつに収録番号を付した。また、史料が包紙・封筒や巻込の形で一括されている場合は、枝番号を付与した。
- (4) 目録には表題(内容)・作成・受取・年月日・数量・形態・備考を項目として設けた。
- (5) 表題は、原則として史料の原表題を記した。原表題で内容が把握できないものや、原表題のないものについては、補題を()を付して記した。
- (6) 作成・受取は、史料の記載にもとづき、史料の作成者・受領者を記した。連署については、原則として本人、あるいは高位の者を記載し、その他は「他々名」とした。奥印のある場合には、それも合わせて記載した。
- (7) 史料に作成者・受領者を示す情報として印字しかない場合、「印」^①「〇〇」という形で表記した。

(8) 表題・作成・受取の項目では、原則的に旧字体や異体字を常用漢字で表記した。また、判読不可能な文字は■で示した。

(9) 年月日は、史料の記載にもとづき、史料の作成年月日をアラビア数字で記した。元年・正月・極月・朔日などについてはアラビア数字に直して表記した。

また、史料に干支の記載がある場合、干支も合わせて記載し、年代が確定できる場合は（ ）に西暦を付記した。ただし、補題で引用された史料の数字は漢数字のまま表記した。

(10) 史料に作成年月日のみ記され、元号が不明なものうち、干支や史料の内容から元号がわかるものは「」で元号を付記した。

(11) 文書形態の表記は以下のようにした。

- ① 縦：縦形の帳面綴じのもの。
- ② 横：横長の大福帳綴じのもの。
- ③ 状：縦紙一枚ほどで完結したもの。および付箋などをふくむ。
- ④ 鋪：折り畳まれた絵図など。

⑤ 綴：縦紙が糊・紙縫などで綴られているもの。

⑥ その他：包紙・封筒・紙縫・紐などは、そのまま表記した。

(12) 備考には、一括情報や史料の状態などに関する情報を記した。

(13) 本目録は、一橋大学大学院二〇一三年度夏学期「日本思想史」受講者一同（芹口真結子・金澤真嗣・伴野文亮・吉川紗里矢・大島一穂・武田真幸・古畑侑亮・井浪直人・立石見雪・原田雄斗・成澤可奈子・吉本宙矢・鈴木萌香・田中岳・松葉隼・藤村知紗子・アンドレア・チェンダム・尹朝鉄・フロラン・ドブヴェリー・ジャスティン・ベチューン）が作成し、鈴木淳世が編集・校正した。

109-008	付帳ノ金38銭(通受領二付証文)	川台村加入付山籠部御	徳永仁太郎殿	明治41年(1908)					扶
109-009	付帳ノ金ノ24銭(通受領二付証文)	川台村加入付山籠部御	徳永仁太郎殿	明治41年(1908)					扶
110	宗任氏(御孫)宗任氏以下ノ付帳ノ上ノ二付書状	塩尻戸代目(本人)徳永太郎 徳永仁太郎(本人)	明治38年(1903)	04月					1
111	宗任氏下願	宗任氏下願	明治38年(1903)						1
112-001	通(通書)・通品通	新野屋中屋(別)川台村 宗任氏下願	大正07年(1918)						1
112-002	御通	川台村 徳永太郎殿	大正08年(1919)						1
113-001	通(通書)・通品通	川台村 徳永太郎殿	大正07年(1918)						1
113-002	通(通書)・通品通	平野屋商店	大正09年(1920)						1
114	(金銭書上)	長次郎殿							1
115	(下ノ付)通(通書)・御旨下付(下ノ付)通(通書)・御旨下付(下ノ付)通(通書)	長次郎殿							1
116-001	神札明細書	大正二区小八区五番組ノ六番組	明治04年(1877)	02月					1
116-002	諸書(宗・株)下願ノ上ノ二付書状	徳永太郎殿							1
116-003	諸書(御孫)下願ノ上ノ二付書状	徳永太郎殿							1
117	記(金銭書上)	徳永太郎殿							1
118-001	(品物代金)ノ金(通書)上	徳永太郎殿							1
118-002	(品物代金)ノ金(通書)上	徳永太郎殿							1
119	賃ノ金(通書)・賃ノ金(通書)二付証文	小島村村田の右衛門							1
120	賃ノ金(通書)・賃ノ金(通書)二付証文	長谷川町三河島太郎殿							1
121-001	賃ノ金(通書)・賃ノ金(通書)二付証文	川台村 徳永太郎殿	天保05年(1834)	午	04月26日				1
121-002	賃ノ金(通書)・賃ノ金(通書)二付証文	川台村 徳永太郎殿	天保05年(1834)	申	05月07日				1
121-003	賃ノ金(通書)・賃ノ金(通書)二付証文	川台村 徳永太郎殿	天保05年(1834)	甲	06月02日				1
122-002	(株)株代金ノ金(通書)通受領二付証文	川台村 徳永太郎殿	明治06年(1882)	10月25日					1
122-003	(株)株代金ノ金(通書)通受領二付証文	川台村 徳永太郎殿	明治06年(1882)	02月15日					1
123-001	賃(金銭書上)								1
123-002	賃(金銭書上)								1
123-003	賃(金銭書上)								1
123-004	(賃)ノ賃ノ金(通書)上	舟越重太郎							1
123-005	(賃)ノ賃ノ金(通書)上	舟越重太郎							1
123-006	賃ノ金(通書)・賃ノ金(通書)二付証文	川台村 徳永太郎殿							1
123-007	賃ノ金(通書)・賃ノ金(通書)二付証文	舟越重太郎							1
123-008	賃ノ金(通書)・賃ノ金(通書)二付証文	舟越重太郎							1
123-009	賃ノ金(通書)・賃ノ金(通書)二付証文	舟越重太郎							1
123-010	賃ノ金(通書)・賃ノ金(通書)二付証文	舟越重太郎							1
123-011	賃ノ金(通書)・賃ノ金(通書)二付証文	舟越重太郎							1
123-012	賃ノ金(通書)・賃ノ金(通書)二付証文	舟越重太郎							1
123-013	賃ノ金(通書)・賃ノ金(通書)二付証文	舟越重太郎							1
123-014	賃ノ金(通書)・賃ノ金(通書)二付証文	舟越重太郎							1
123-015-01	賃ノ金(通書)・賃ノ金(通書)二付証文	舟越重太郎							1
123-015-02	賃ノ金(通書)・賃ノ金(通書)二付証文	舟越重太郎							1
123-015-03	賃ノ金(通書)・賃ノ金(通書)二付証文	舟越重太郎							1
123-015-04	賃ノ金(通書)・賃ノ金(通書)二付証文	舟越重太郎							1
123-016	賃(通書)ノ金(通書)上	舟越重太郎							1
124	記(品物代金)通受領二付証文	舟越重太郎							1
125	通受領	舟越重太郎							1
127	宗任氏一札之書	舟越重太郎							1
129-001	舟越村付下ノ付帳ノ上ノ二付書状	白井村 舟越重太郎殿	天保06年(1835)	未	02月				1
129-002	(付)宗任氏一札之書	舟越重太郎殿	安永02年(1783)	巳	04月21日				1
130	舟越村付下ノ付帳ノ上ノ二付書状	舟越重太郎殿	文化05年(1808)	丑	05月				1
131	舟越村付下ノ付帳ノ上ノ二付書状	舟越重太郎殿	天保04年(1815)						1
132	(白紙)	舟越重太郎殿							1
134	(白紙)	舟越重太郎殿							1
135	宗任氏一札之書	舟越重太郎殿							1

201-007-03	(通称)ノ室分借済二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					甲	12月09日	1	株	
201-007-04	(年寄・通称)ノ室分借済二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					西	10月08日	1	株	
201-008-01	寛(在寄・通称)ノ室分・銭貸取付済二付証文	大坂屋	舟形村豊重郎殿					亥	12月	1	株	201-8-1~2巻込一括
201-008-02	寛(在寄・通称)ノ室分・銭貸取付済二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					亥	04月28日	1	株	
201-009	寛(在寄・通称)ノ室分借済二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					丑	12月26日	1	株	
201-010	(年寄ノ米引台借済二付証文)	川治庄屋所御	徳十郎殿					午	12月	1	株	
201-011	(年寄・通称)ノ借取付済借済二付証文	伊達庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					午	12月26日	1	株	
201-012	(在寄・通称)ノ室分受継二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					戌	11月08日	1	株	201-1-3-1~2巻込一括
201-013-01	(在寄・通称)ノ室分受継二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					戌	12月26日	1	株	
201-013-02	(在寄・通称)ノ室分受継二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					戌	12月26日	1	株	
201-014	(在寄・通称)ノ室分受継二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					子	11月	1	株	
201-015	(在寄・通称)ノ室分受継二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					子	12月17日	1	株	
201-016	寛(在寄・通称)ノ室分・銭貸取付済二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					子	11月	1	株	
201-017	寛(在寄・通称)ノ室分・銭貸取付済二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					子	12月	1	株	
201-018	寛(在寄・通称)ノ室分・銭貸取付済二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					子	12月	1	株	
201-020	寛(在寄・通称)ノ室分・銭貸取付済二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					午	02月10日	1	株	
201-021	寛(在寄・通称)ノ室分・銭貸取付済二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					午		1	株	
201-022	寛(在寄・通称)ノ室分・銭貸取付済二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					午		1	株	
201-023	寛(在寄・通称)ノ室分・銭貸取付済二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					午		1	株	
201-024-01	(行季ノ室分受継二付証文)	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿			寛政6年(1800)		午	12月	1	株	201-24-1~2巻込一括
201-024-02	寛(在寄ノ室分受継二付証文)	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					午	08月20日	1	株	
201-024-03	寛(在寄・通称)ノ室分借済二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					未	10月16日	1	株	
201-024-04	寛(在寄・通称)ノ室分借済二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					未	10月22日	1	株	
201-026	寛(在寄・通称)ノ室分受継二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					未	08月26日	1	株	
201-027	寛(在寄・通称)ノ室分受継二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					未	08月04日	1	株	
201-028	寛(在寄・通称)ノ室分受継二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					未	08月11日	1	株	
201-029	寛(在寄・通称)ノ室分受継二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					戌	08月10日	1	株	
201-031	(行季ノ室分受継二付証文)	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					未	12月18日	1	株	
201-032	(舟形)ノ室分受継二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					未	07月08日	1	株	
201-033	寛(在寄・通称)ノ室分受継二付証文	舟形村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿			文政02年(1802)		戌	10月20日	1	株	
201-034	寛(在寄・通称)ノ室分受継二付証文	舟形村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					未	12月29日	1	株	
201-035	寛(在寄・通称)ノ室分受継二付証文	舟形村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					未	12月29日	1	株	
201-036	寛(在寄・通称)ノ室分受継二付証文	舟形村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					未	12月29日	1	株	
201-037	(在寄・通称)ノ室分・銭貸取付済二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿			安政06年(1803)		甲	08月	1	株	
201-038	寛(上納金)ノ受継二付証文	小黒沢村庄屋白郎左衛門御	舟形村豊重郎殿					未	08月06日	1	株	
201-040	寛(上納金)ノ受継二付証文	小黒沢村庄屋白郎左衛門御	舟形村豊重郎殿					未	04月06日	1	株	
201-041	寛(上納金)ノ受継二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					未	11月06日	1	株	201-1-1-1~2巻込一括
201-042-01	(行季ノ室分受継二付証文)	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					丑	11月06日	1	株	
201-042-02	(室分)ノ銭貸取済二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					未	06月28日	1	株	
201-043	寛(在寄・通称)ノ室分受継二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					未	12月	1	株	
201-044	寛(在寄・通称)ノ室分受継二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					未	02月26日	1	株	
201-045-01	寛(在寄・通称)ノ室分受継二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					巳	08月	1	株	
201-045-02	寛(在寄・通称)ノ室分受継二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					巳	11月	1	株	
201-046-01	寛(在寄・通称)ノ室分受継二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					巳	12月	1	株	
201-046-02	寛(在寄・通称)ノ室分受継二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					巳	06月14日	1	株	
201-047	寛(在寄・通称)ノ室分受継二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					未	11月	1	株	
201-048-01	寛(在寄・通称)ノ室分受継二付証文	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					丑	05月9日	1	株	
201-048-02	(行季ノ室分受継二付証文)	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					辰	04月	1	株	
201-049-01	(行季ノ室分受継二付証文)	伊達村庄屋九兵衛御	舟形村豊重郎殿					辰	06月18日	1	株	

